

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第9号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可申請等) 第8条 略 (1)～(10) 略 <u>(11) 香西西地区港湾緑地多目的広場使用許可申請書 第6号様式の5の6</u></p> <p>(パークゴルフ場等の利用時間) 第8条の8 香西西地区港湾緑地の次の各号に掲げる港湾施設（以下「パークゴルフ場等」という。）を利用することができる時間は、<u>それぞれ当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) パークゴルフ場及び会議室 午前9時から午後5時まで</u> <u>(2) シャワー室及び多目的広場 午前9時から午後9時まで</u></p> <p>第6号様式の5の5（第8条関係） 略</p> <p><u>第6号様式の5の6（第8条関係）</u></p>	<p>(使用の許可申請等) 第8条 略 (1)～(10) 略</p> <p>(パークゴルフ場等の利用時間) 第8条の8 香西西地区港湾緑地の<u>パークゴルフ場、会議室及びシャワー室</u>（以下「パークゴルフ場等」という。）を利用することができる時間は、<u>午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>第6号様式の5の5（第8条関係） 略</p>

香西西地区港湾緑地多目的広場使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

連絡先

次のとおり香西西地区港湾緑地多目的広場における使用の許可を受けたいので、
香川県港湾管理条例施行規則第8条第1項の規定により申請します。

目 的	
使用団体名	
利用区分	(1)多目的広場(全面・分割) (2)夜間照明施設(全面・2分の1)
種 目	使用面数(面)
多目的広場	年 月 日 時 分 から
使用期間	年 月 日 時 分 まで
夜間照明施設	時 分 から 時 分 まで
参加予定人員	人
使用料	※
受付番号	※
備 考	

- 注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。
2 ※欄は、記入しないでください。

第6号様式の6(第8条の2関係)
略

第6号様式の6(第8条の2関係)
略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。